

議案第三十二号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第五備考2中「第二条」を「第二条第二項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。